## 員会だより

- 行令和5年3月31日
- ●企画·編集 大和市農業委員会 〒242-8601 大和市下鶴間一丁目1番1号 電話 046(260)5137

農家戸数/365戸 農地面積/192.99ha (令和5年1月1日現在)



(大和市福田・はたらく農園)



## 大和の農業を守り育てるために

大和市農業委員会長 柏木 明

陽春の候、皆様方におかれましてはますますご清祥 のこととお慶び申し上げます。

日頃から、農業委員会の活動に対しましてご理解ご 協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、長期化する新型コロナウイルス感染症は、私 たちの暮らしの在り方を変え、社会・経済、農業分野 にも大きな影響を与えています。新たな生活様式に伴 う食糧消費の変化は、農産物の市場価格や販路への影 響をもたらすことになりました。さらにウクライナ情 勢による小麦製品やエネルギー資源の価格上昇、生産 資材価格の高騰などが農業者の生活を大きく圧迫し ております。

近年、農業を取り巻く環境は一層厳しさを増してお り、本市においても後継者不足等による担い手の減少 や相続を契機とした農地の減少、耕作の放棄や農地の 遊休化など、将来が憂慮される状況も見受けられます。

こうした状況を踏まえ、農業委員会では、昨年11月、 市長に対して「令和5年度大和市農業施策に関する意 見書」を提出いたしました。農業に対し意欲ある担い手 の育成や確保、新鮮で安全な農産物を安定的に市民へ 供給できる仕組みづくり、生産資材等の価格上昇への 対策等について、市長に説明を行い提言いたしました。

また、耕作がなされずに農地が遊休化・荒廃化しな いように、農業委員全員が参加する農地パトロールを 今年度も2回実施し、皆様のご協力もいただきながら、 遊休農地の発生防止や解消に努めてまいりました。

今後も地域や関係機関の方々の協力のもと、農業者 の代表として本市の農業発展に向け業務に取り組ん でまいりますので、より一層のご指導とご協力をお願 い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

| _ | _    |
|---|------|
|   |      |
|   |      |
|   | _ ′0 |
|   |      |





| 会長あいさつ       | 農地の適正管理を心がけましょう   |
|--------------|-------------------|
| 農業委員会活動報告 2  | 地域の皆さん、よろしくお願いします |
| 農地中間管理事業について | 知って得する農業者年金制度 Q&A |

## 農業委員会活動報告(令和4年1月~12月総会)

農業委員会では、毎月総会を開催して農地の売 買・貸借などの権利設定・移動など農地転用に伴 う農地法等の許可申請の審査を行っています。

また、今年度も農地パトロール月間である8月 及び10月に市内農地のパトロールを実施しまし た。6つの班に分かれて市内農地を巡り、遊休農 地や違反転用農地などの早期発見に努めました。



農地パトロールの様子

遊休農地の発生防止のため、農地の貸し借りの 相談・助言や情報収集、新規就農者への貸付け後 のサポートなど、活発な活動を展開しました。

令和4年11月28日、大和市農業委員会は、農 業者の利益拡大と大和市の農業の振興を推進する ため、「令和5年度大和市農業施策に関する意見 書」を大和市長に提出しました。



「令和5年度大和市農業施策に関する意見書」を市長に提出

#### 総会における審議内容

| 関係法令等取扱い区分      | 件 数  |  |
|-----------------|--|--|
| 農地法(3条許可)       | 3  |  |
| 農地法(3条の3届出)     | 12   |  |
| 農地法(4条・5条許可)    | 8  |  |
| 農地法(4条・5条届出)    | 111  |  |
| 農業経営基盤強化促進法ほか   | 18   |  |
| 租税特別措置法施行規則ほか   | 16   |  |
| 農業委員会等に関する法律施行令 | 2  |  |
|                 | 農地法(3条許可)<br>農地法(3条の3届出)<br>農地法(4条・5条許可)<br>農地法(4条・5条届出)<br>農業経営基盤強化促進法ほか<br>租税特別措置法施行規則ほか |  |



#### 毎月、農業委員会総会を開催しています。

● 市街化区域の農地転用 届出制 は随時受付しています。



● 市街化調整区域の農地転用 評 可 制 申請の受付は毎月10日前後です。神奈川県の許可までに通常2か月 程度かかります



#### 農政活動協力金募金

昨年12月にご協力いただいた「一般社団 法人神奈川県農業会議農政活動協力金一の募 金は、1月末に取りまとめを完了し、合計で 76,200円となりました。

お寄せいただいたご厚志は、一般社団法人 神奈川県農業会議において、農家の皆様が安

心して農業経営を継続できる よう様々な農政活動に活用さ せていただきます。

ご協力ありがとうございま した。



## 農地を相続したときは届出を! 🖊

手続きしてくださし

農地を相続したときは、農業委員会へ届出が必要です。 また、農業委員会では、相続した方が地元を離れて、自分 では手入れができない場合などに、農地の管理について のご相談や、借り手を探すなどのお手伝いをしています。 相続などによる農地の権利取得を農業委員会が把握することで、 農地の有効利用に役立てています。

#### 【相続登記の申請が義務化されます】

義務化施行日(令和6年4月1日)前に発生した相続も、 施行日から3年以内の登記申請が義務付けられています。 詳しくは法務省ホームページをご覧ください。

https://www.moj.go.jp/MINJI/souzokutouki\_top.html

## 農地中間管理事業

## 農地を \借りたい方 / • \貸したい方 / を 募集 しています!!

農地の規模を拡大したい方や、農業に新規参入する方に農地をお貸しします。 また、**農地を貸したい方**もあわせて募集しています。

※ 対象 市街化区域以外の農地(令和5年4月1日以降)

### → 農地を借りたい方 /-

令和5年度の

農地借受希望者を募集しています。

募集期間 通年で応募を受け付けています。

募集区域 県内32市町村

神奈川県農業会議ホームページの 「農地借受希望者募集区域一覧表」を ご覧ください。

### **\ 農地を貸したい方 /**─

随時、募集を行っています。

神奈川県農業会議に「貸付希望申出書」を提出 してください。

◆農地の借受けは、貸付先がみつかった時点と なります。

詳細につきましては、神奈川県農業会議の ホームページをご覧ください。

神奈川県農業会議





#### 問い合わせ先

【農地中間管理機構】公益社団法人 神 奈 川 県 農 業 会 議

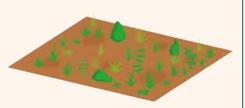
〒231-0023 横浜市中区山下町2番地

TEL 045-651-1703 FAX 045-651-1760

ホームページ:https://www.k-nk.or.jp E-Mail:jimukyoku@k-nk.or.jp

## 農地の適正管理を心がけましょう

農地を適切に管理しないと雑草が繁茂し、病害虫の発生や種子の 飛散により周辺農地へ悪い影響を与え、さらには火災や防犯上の危 険も懸念されます。また、農地を一度荒廃させてしまうと、良好な状 態に戻すために多くの時間と労力を要します。遊休農地の発生防止 に、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



#### 農地造成については注意してください

「農地を造成してあげる」「一時的に農地を貸し てほしい」などの話を持ち掛けられた場合、安易 に契約や承諾をせず、必ず地元の農業委員また は、農業委員会事務局にご相談ください。

悪質な業者は残土の投棄場にして、そのまま逃 げてしまうケースもあり、所有者が多額な費用を かけて是正することにもなりかねません。

#### 農地を耕作できなくなった場合は

後継者がいないなど農地の維持管理にお困りの 方は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権 設定(期限付き農地貸借制度)などを活用し、意 欲ある農業者に貸付けることができます。手続き は簡単で、農地法による許可もいらず、期限がく れば農地が確実に返還されるので安心です。

また、農地のあっせんを行っていますのでご相 談ください。

ご相談は 農業委員会事務局 電話 046-260-5137 または 各地区農業委員まで

## 地域のみなさん。よろしくお願いします

令和4年の大和市の「新規就農者」は3名でした。吉見建二さん(深見地区)、安東秀萬さん(深見地区)、 有限会社はたらく農園さん(福田地区)です。地域農業者のみなさん、新しい担い手としてご支援のほど よろしくお願いいたします。

さて、表紙の写真を撮影させていただきました、有限会社 はたらく農園さんをご紹介します。

代表取締役社長の野口豪さんは、大学時代から農業研修をはじめ、農業法人社員を経て、自ら農業法人を国内・海外で立ち上げるなどの農業経歴があります。「農福連携」を志し、障がいなどのある方の就労支援の場を提供するために大和市福田の農地を借り、令和4年4月から事業を開始しました。経営規模は0.3haで、現在はハウスイチゴの栽培に勤しんでいます。「経済的にもしっかりとした持続可能な農福連携の取り組みとなることを目指し、農業を通じて多種多様な人が活躍できる場を作っていきたい」と話していました。



▲ はたらく農園 野口 豪さん



# 知って得ずる農業者年金

**Q&A** 

女性農業者の 皆さんご存知ですか?



Q:安心できる老後生活への 備えには何が大切ですか?

A: 生活の糧として必要な収入を終身年金 で確保することが最適です!

現在65歳の日本人の平均余命は、男性が19年(84歳)、女性が24年(89歳)です(女性は男性よりも5年も長い!)。 この長い老後生活に備えるためには、生きている間、必ず決まった時期に決まった金額が受け取れる終身年金への加入が最適な方法です。

高齢農家の家計費は夫婦お二人で月額約23万円に及ぶというデータがあり、この場合、農業者の方が国民年金を満額受給(夫婦お二人で約13万円)できたとしても、月約10万円が不足することになります(厚生年金の場合、モデルケースのご夫婦で約22万1千円受給できます。)

農業者の方にはこのような不足額を補うために農業者年金制度が用意されていますので、国民年金の上乗せ年金として終身受給できる農業者年金に是非ご加入ください。

農業者年金への加入が ご主人だけでは、先に ご主人が亡くなった時、 妻であるあなたの老後 の支えは国民年金(満額で月約6万5千円)だ けになってしまいます。

## 家族一人ひとりの加入が大切

## 老後生活を支える公的年金制度



農業者年金には、●国民年金の第1号被保険者で、❷年間60日以上農業に従事する、 ❸60歳未満の方ならどなたでも加入できます。

> 農業者年金に関するご相談については、最寄りのJAか 農業委員会または農業者年金基金にお問い合せください。

#### 独立行政法人 農業者年金基金

〒105-8010 東京都港区西新橋 1-6-21 NBF虎ノ門ビル 5F 電話: 03(3502)3942 https://www.nounen.go.jp/

一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう!